

○職務代行者の指名 に関する訓令

(平8.5.1)
(警庁訓2)

施行 平8.5.1

- 1 警察庁長官は、警察庁に置かれる職を占める者に事故あるとき又はこれが欠けたときその他必要があると認めるときは、その職務を代行すべき者を指名することができる。
- 2 前項の規定により指名された者は、警察庁長官の命ずるところにより、当該職務を代行する。

附 則

この訓令は、平成8年5月1日から施行する。